

平成 28 年度における各部会の審議内容

- 里親認定部会
- 子供権利擁護部会
- 児童虐待死亡事例等検証部会
- 保育部会

里親認定部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度 (平成)	24	25	26	27	28	合計
開催回数	6	6	6	6	6	30

2 審議件数（過去5年）

年度	諮問件数					審議結果														
						適格数					不適格数					再調査数				
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
24年度	27	62	1	1	91	27	61	1	1	90						0		1		1
25年度	40	76	2		118	38	75	2		115						0	2	1		3
26年度	45	74			119	43	71			114						0	2	3		5
27年度	68	74			142	66	74			140	2					2				0
28年度	60	79	1	2	142	59	77	1	2	139	1					1		2		2
合計	240	365	4	3	612	233	358	4	3	598	3	0	0	0	3	4	7	0	0	11

子供権利擁護部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	24	25	26	27	28	計
開催回数	12	12	12	12	12	60

2 審議件数（過去5年）

年度	24	25	26	27	28	計
(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例	46	57	51	79	64	297
(2) 児童相談所長が必要と認める事例		3	1	3	2	9
(3) 緊急を要し、諮問する暇がない事後報告となった事例				1		1
(4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例	31	43	35	27	29	165
(5) 子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例						0
(6) その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など）		1	1			2
計	77	104	88	110	95	474

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（過去5年）

年度	受理	調査済み	虐待該当	虐待該当内訳			
				社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
24年度	37	37	10	9			
25年度	41	41	16	13	2		1
26年度	29	29	10	10			
27年度	37	37	14	12	1	1	
28年度	32	31	12	7	4		1

*28年度の調査済み件数は、平成29年7月1日現在

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	24	25	26	27	28	計
開催回数	5回	6回	4回	4回	6回	25回
ヒアリング等を実施した関係機関	6機関	11機関	4機関	12機関	6機関	—

2 審議内容

<平成23年度中発生事例>

- 23年度中に発生した重大な児童虐待9事例のうち、1事例を部会により検証、報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(24.12.14)

<平成23・24年度中発生事例>

- 23年度、24年度中に発生した重大な児童虐待22事例のうち、5事例を検証
- 5事例のうち3事例は部会による検証、2事例は児童相談所が関係自治体の検証報告を基に、更に検討を加え、部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(26.7.14)

<平成25年度中発生事例>

- 25年度中に発生した重大な児童虐待12事例のうち、3事例を検証
- 3事例のうち1事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(27.12.16)

<平成26年度中発生事例>

- 26年度中に発生した重大な児童虐待10事例のうち、6事例を検証
- 6事例のうち2事例は部会による検証、1事例は児童相談所が関係自治体の検証報告を基に、更に検討を加え部会に報告、3事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(足立区内発生事例)」(28.7.8)
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(29.4.27) ※別紙【概要版】参照

<平成27年度中発生事例>

- 27年度中に発生した重大な児童虐待6事例のうち、2事例を検証 (29年7月現在 検証中)
- 2事例ともに部会による検証

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

一平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書一

1 検証対象事例

○東京都において発生した重大な児童虐待で、東京都・区市町村の関与があったものを主な対象とし、平成26年度に発生した重大な事例10事例のうち、5事例を検証

2 検証方法

○検証部会が、直接、関係機関にヒアリングの上検証を実施【事例1】

○児童相談所が検証を行い、その結果を受けて検証部会で検証を実施【事例2～5】

※【事例5】は、関係した自治体の検証報告も踏まえ新たに課題、改善策を検討

3 検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】SBSの受傷機転が不明な中で入所施設から家庭復帰した事例 p6～

本児は、乳児院入所措置解除の約2か月後、父母宅から救急搬送されたが死亡。司法解剖等により硬膜下血腫等が確認。父は傷害致死の有罪判決。児童相談所は、乳児院入所から本児死亡に至るまで、ケースワーク全般に関わっていた。

関係機関：児童相談所、医療機関、乳児院、保育所、子供家庭支援センター、保健機関、警察

課題	改善策
○児童相談所及び乳児院は、父母の養育スキルについて、適切にアセスメント、養育指導ができなかった。	・SBSは、養育スキルの問題であることが多い。児童相談所や乳児院等が、父母や養育を補助する親族等に対し、養育スキルの確認をした上で、養育指導の徹底が必要。
○児童相談所は、母方祖父母をキーパートナーとして家庭復帰を進めたが、父母の養育負担の軽減や養育支援についての検討が不十分であった。	・親族の養育支援は、変化等する可能性が高いこと、変化が生じた時点で家庭の状況に想定外の変化が起きることも十分に認識し、一層丁寧なアセスメントや隨時、緊急のフォローアップ体制が必要。

【事例2】発達の課題があり多くの機関が支援に関わっていた事例 p12～

車内で死亡した母と3歳の本児を発見。発達の遅れ等のある本児の療育や母の育児支援のため、多くの機関が関与。主担当としてマネジメントを行う機関はなかった。

関係機関：子供家庭支援センター、保健機関、障害福祉担当部署、医療機関、保育所、児童発達支援センター

課題	改善策
○各機関は、母の疲弊を認識していないがら、母の要望に応じたサービスを案内するのみで、母の生育歴の把握や父の育児への関与の状況など家庭状況を把握することがなかった。	・保健機関及び子供家庭支援センターは、多数の機関の支援を受けている家庭やさらに支援追加を求める家庭は、要支援としてアセスメント（「障害受容」の程度も把握）し、個別ケース検討会議を開催し、情報共有や役割分担を行い、連携して支援することが必要。 ・児童発達支援センター等は、リスク要因が重なる場合には、要支援児童等の可能性が高まるごとあらためて認識すること。

【事例3】外国籍のひとり親家庭できょうだいの養育にも課題があった事例 p17~

生後6か月の本児が、ベビーカーに乗せられ、アパート前に置き去り。本家庭は、母（外国籍）と、本児、小学校高学年の中父姉の3人家族。近隣の親族が、本児の育児を手伝っていた。

関係機関：子供家庭支援センター、保健機関、保育所、学校

課題	改善策
○保健機関は、新生児訪問指導の際、親族支援等があるなどの話を聞き、事實を確認せず問題ないと判断した。	・母の日本語力が低くひとり親家庭でもあるなど、ストレスを抱えやすい状況がある場合、継続的にフォローするため、保健機関は、特定妊婦として子供家庭支援センターに情報提供すべき。
○子供家庭支援センターは、姉の虐待通告の際、本児のリスクに注目していなかった。	・子供家庭支援センターは、家庭のアセスメント及び子ども（きょうだい含む。）へのリスクアセスメントを行い、支援すべき。

【事例4】保護者が育児について繰り返し不安を訴えていた事例 p20~

母が血を流して倒れているのを帰宅した父が発見。室内を確認したところ、本児が倒れており、首には絞められた痕。母は育児に悩んでいたことから、母が本児の首を絞めた後、自殺したとみられている。

関係機関：子供家庭支援センター（育児支援ヘルパー事業所、子育てひろば含む。）、保健機関、医療機関

課題	改善策
○育児支援ヘルパーや親子交流スペースの職員は、母が様々な不安・心配事を話したが、組織的に相談として受け止められなかった。	・育児支援ヘルパー や子育てひろば等の職員は、保護者が繰り返し同じ不安を訴えたり、自責の念に駆られている場合は、ハイリスクの可能性が高いと捉え、事業所内や子供家庭支援センターと情報共有すること。
○保健機関は、母の精神科受診について消極的な対応となった。	・保健機関は、妊娠期から不安の高い母親に対し、マタニティブルーズや産後うつ病の可能性をアセスメントし精神科の受診につなげるなどが必要。

【事例5】暴力による学齢児の怪我に気付きながら虐待通告がなかった事例 p24~

養父から日常的に児童虐待を受けていた中学生の本児が自殺した事件。学校、保護者等から子供家庭支援センター や児童相談所等への通告・相談はなかった。

関係機関：学校

課題	改善策
○学校は、本児のアザが養父からの暴力によるものであることを確認したが、虐待通告を行わなかった。	・学校は、保護者からの暴力による子どもの怪我を発見した際、子供家庭支援センター又は児童相談所への通告を必ず行うこと。 ・子ども本人から、暴力を振るわれたときの保護者の様子や子どもの気持ち、家庭環境などを丁寧に聴くことが重要。養護教諭・スクールカウンセラーなどを活用することも有効。

保育部会 奈良県内

(平成28年度)

1 開催回数

	4月から2月まで (各月1回)	3月	合計
開催回数	11	4	15

2 審議件数

■ 保育所認可

保育所認可	4月			5月			6月			7月			8月			
	諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		
		適	否		適	否		適	否		適	否		適	否	
保育所認可	計画承認	22	22		23	23		28	28		34	34		37	37	
保育所認可	設置認可				7	7		4	4		1	1		3	3	

保育所認可	9月			10月			11月			12月			1月			
	諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		
		適	否		適	否		適	否		適	否		適	否	
保育所認可	計画承認	26	26		20	20		11	11		25	25		18	18	
保育所認可	設置認可	4	4		7	7		2	2					1	1	

保育所認可	2月			3月①			3月②			3月③			3月④			
	諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		諮詢	答申		
		適	否		適	否		適	否		適	否		適	否	
保育所認可	計画承認	27	27		1	1		2	2		9	9		1	1	
保育所認可	設置認可	6	6		64	63	1 (保留)	78	78		51	50	1 (保留)	3	3	

合計		
諮詢	答申	
	適	否
284	284	0
231	229	2 (うち2件 保留)

■ 保育所に対する事業停止命令

諮詢・答申なし

■ 認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令

諮詢・答申なし